

議案第 1 号

滋賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について

滋賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 4 年 2 月 3 日 提出

滋賀県後期高齢者医療広域連合
広域連合長 宮 本 和 宏

滋賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例（案）

滋賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成19年滋賀県後期高齢者医療広域連合条例第30号）の一部を次のように改正する。

第7条中「令和2年度及び令和3年度」を「令和4年度及び令和5年度」に改める。

第8条中「令和2年度及び令和3年度」を「令和4年度及び令和5年度」に、「45,512円」を「46,160円」に改める。

第9条中「640,000円」を「660,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の滋賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の規定は、令和4年度以後の年度分の保険料について適用し、令和3年度分までの保険料については、なお従前の例による。